二　（略）

ホ　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託の受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

ヘ・ト　（略）

チ　電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第四十三条各号に掲げるもの

三　（略）

（連合会の子会社の範囲等）

第八十八条　（略）

２　法第百条の三第四項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）とする。

一～十八　（略）

十九　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号等資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下この号において同じ。）の価値等（暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション（同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。）の動向をいう。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。）の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

二十～二十八　（略）

附　則

この省令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

○農林水産省経済産業省令第二号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百九十七条の六第一項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　**直**樹

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第九十条の十一**　法第百九十七条の六第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。 一～三　（略） 四　次に掲げる要件の全てに該当する個人 イ　（略） ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 (1)～(3)　（略）	（特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第九十条の十一**　法第百九十七条の六第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。 一～三　（略） 四　次に掲げる要件の全てに該当する個人 イ　（略） ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 (1)～(3)　（略）